

安心して学べる環境づくり
しょうがくせいじふせいど
就学援助制度

シユウガク エンジョ

本部町教育委員会では、
経済的に生活が厳しいために就学が困難な
園児児童生徒の保護者に対して、
援助費を支給しています。



1. 援助対象の方

- ①生活保護が停止又は廃止になった世帯
- ②平成31年度市町村民税の非課税世帯（※原則）
- ③平成31年度市町村民税の課税世帯で特段の事情がある世帯

2. 申請に必要な書類

- ①申請書（本部町教育委員会で令和元年5月7日（火）から配布開始）
- ②保護者名義の預金通帳又はキャッシュカード
- ③保護者の認印

※内容の確認や各種証明書の追加提出をお願いする場合があります。

3. 提出先

本部町教育委員会（本部町役場2F）

4. 申請の流れ



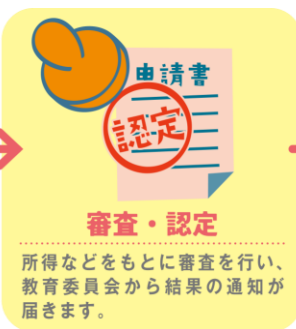
お知らせ配布

教育委員会から学校を通して
就学援助制度のお知らせが園
児児童生徒に配布されます。



申請手続き

就学援助申請用紙を教育委員
会で受け取り、提出します。



審査・認定

所得などをもとに審査を行い、
教育委員会から結果の通知が
届きます。



就学援助費の支給

認定された場合、就学援助費が
支給されます。*援助の内容
によって異なります。

5. 締切日・結果通知

申 請 期 間：令和元年5月7日（火）～令和元年6月7日（金）

申請結果の通知：令和元年7月中旬

6. 援助の内容

小中学校へ通う児童生徒：給食費・新入学用品費・学用品費・修学旅行費・医療費の一部補助
幼稚園へ通う園児：給食費・小学校新入学用品費（入学前の3月に支給）

給食費	新入学用品費	学用品費	修学旅行費	医療費（一部）

※医療費：学校保健安全法で指定された学校病（中耳炎・結膜炎・虫歯等）が対象。在籍する学校で治療カードをもらってから、病院の窓口提出してください。保健医療診療の自己負担分が援助されます。

前年度就学援助を受けていて、引き続き援助を希望される方は、毎年申請が必要です。

お問い合わせ 教育委員会 学校教育班 0980-47-2206